

神奈川県監査委員公表第 18 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 28 年 8 月 12 日

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	土 井 りゅうすけ
同	赤 井 かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成 28 年 3 月 29 日（神奈川県公報号外第 29 号）神奈川県監査委員公表第 6 号で公表した不適切事項又は要改善事項が認められた 2 箇所に係る 2 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 保健福祉局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
保健医療部 県立病院課	平成27年12月 10日（平成27 年11月13日職 員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、平成23年度の改修工事の際に撤去していた物品（連続ブローオフ装置 2点、計1,017,500円）について、神奈川県病院事業固定資産規則に基づく除却による処分手続をしていなかったため、固定資産（管理）台帳から払い出していなかった。 また、これにより当該物品が所在していないにもかかわらず、公益社団法人神奈川県医師会との間で締結している「指定管理業務に関する基本協定書（神奈川県立汐見台病院の管理に関する基本協定書）」に基づく管理物品として位置付けていた。	不適切事項については、ボイラー設備に付随する機器が備品として個別に台帳登録されていることを認識しておらず、また、現物照合の際の確認が不十分であったことによるものである。 当該備品については平成27年10月30日に除却の事務・会計処理を行い固定資産管理台帳から除くとともに、同年11月2日に公益社団法人神奈川県医師会あて基本協定書別紙の資産管理台帳の修正について通知済みである。

(2) 県土整備局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
建築住宅部 公共住宅課	平成28年2月 17日(平成27 年12月1日職 員調査)	(要改善事項) 「神奈川県県営住宅にお ける指定管理者の選定手 続に係る件」 県営住宅に係る指定管 理業務には県有地に係る 維持修繕業務が含まれる が、その対象の県有地が 指定管理者の募集要項に 明記されていないなど、 指定管理者の選定手続に 改善を要する点が認めら れた。 (以下省略)	要改善事項については、次期指定 管理者の募集に当たり、県有地管理 業務の対象となる県有地を神奈川県 営住宅条例等に設置根拠を有する団 地敷地内のみ限定し、その所在地 等を募集要項に明記することによ り、改善を図った。